

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案																																								
<p>第1条～第2条 省略 (手数料の減免) 第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) 国又は地方公共団体の請求による時(別表第30号の2から第72号までの規定を除く。) (2)～(4) 省略 2 省略 第4条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(61)の3 省略 (62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料 ア 確認申請又は計画通知1件につき</p>	<p>第1条～第2条 省略 (手数料の減免) 第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) 国又は地方公共団体の請求による時(別表第30号の2から第72号の2までの規定を除く。) (2)～(4) 省略 2 省略 第4条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(61)の3 省略 (62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料 ア 確認申請又は計画通知1件につき</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td>510,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	9,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	35,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円	50,000平方メートルを超えるもの	510,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>68,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>221,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td>338,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td>609,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	11,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	93,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	221,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	338,000円	50,000平方メートルを超えるもの	609,000円
床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	9,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	35,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円																																								
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円																																								
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	280,000円																																								
50,000平方メートルを超えるもの	510,000円																																								
床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	11,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	93,000円																																								
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	221,000円																																								
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	338,000円																																								
50,000平方メートルを超えるもの	609,000円																																								
<p>なお、床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める面積について算定する。 (ア) 省略</p>	<p>なお、床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める面積について算定する。 (ア) 省略</p>																																								

(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 省略

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ～ウ 省略

(62)の2 建築基準法第6条第5項又は同法第18条第4項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 一の建築物につき

床面積	手数料の額
1,000平方メートル以内のもの	115,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	137,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	151,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	191,000円
50,000平方メートルを超えるもの	323,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(ア) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 省略

イ 構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法によるもの 一の建築物につき

床面積	手数料の額
1,000平方メートル以内のもの	167,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	215,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	248,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	324,000円
50,000平方メートルを超えるもの	590,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(ア) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 省略

(イ) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 省略

(エ) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ～ウ 省略

(62)の2 建築基準法第6条第5項又は同法第18条第4項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 一の建築物につき

床面積	手数料の額
1,000平方メートル以内のもの	115,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	137,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	151,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	191,000円
50,000平方メートルを超えるもの	323,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(ア) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 省略

イ 構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法によるもの 一の建築物につき

床面積	手数料の額
1,000平方メートル以内のもの	167,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	215,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	248,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	324,000円
50,000平方メートルを超えるもの	590,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(ア) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 省略

(63) 建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料 一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 11,000 円(小荷物専用昇降機(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する昇降機をいう。以下同じ。))については 6,000 円)

イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 7,000 円(小荷物専用昇降機については 4,000 円)

(64) 建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認申請手数料又は同法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物に関する計画通知手数料 一の工作物につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 10,000 円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合 6,000 円

(65) 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料

ア 完了検査申請又は完了通知 1 件につき

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内のもの	<u>13,000 円</u>
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	<u>17,000 円</u>
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	<u>20,000 円</u>
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>27,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>44,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	<u>59,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>140,000 円</u>
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	<u>220,000 円</u>
50,000 平方メートルを超えるもの	<u>430,000 円</u>

(63) 建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料 一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 16,000 円(小荷物専用昇降機(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する昇降機をいう。以下同じ。))については 10,000 円)

イ 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000 円(小荷物専用昇降機については 5,000 円)

(64) 建築基準法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認申請手数料又は同法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物に関する計画通知手数料 一の工作物につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 12,000 円

イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして築造する場合 7,000 円

(65) 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料

ア 完了検査申請又は完了通知 1 件につき

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内のもの	<u>14,000 円</u>
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	<u>18,000 円</u>
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	<u>22,000 円</u>
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	<u>30,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	<u>47,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	<u>64,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	<u>157,000 円</u>
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	<u>242,000 円</u>
50,000 平方メートルを超えるもの	<u>457,000 円</u>

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 省略

(66) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了通知手数料 一の建築設備につき 16,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(67) 省略

(68) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料

ア 完了検査申請又は完了通知1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>12,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>42,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>56,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>210,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>410,000円</u>

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 省略

(66) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了通知手数料 一の建築設備につき 19,000円(小荷物専用昇降機については11,000円)

(67) 省略

(68) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく同法第7条の3に規定する中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第17項に規定する中間検査をした建築物に関する同法第18条第14項の規定に基づく完了通知手数料

ア 完了検査申請又は完了通知1件につき

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>45,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>61,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>147,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>232,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>437,000円</u>

なお、床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算

定する。

イ 省略

(69) 建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく同法第 7 条の 3 に規定する中間検査をした建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 17 項に規定する中間検査をした建築設備に関する同法第 18 条第 14 項の規定に基づく完了通知手数料 一の建築設備につき 15,000 円(小荷物専用昇降機については 11,000 円)

(70)～(72) 省略

以下省略

定する。

イ 省略

(69) 建築基準法第 87 条の 2 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく同法第 7 条の 3 に規定する中間検査をした建築設備に関する完了検査申請手数料又は同法第 87 条の 2 において準用する同法第 18 条第 17 項に規定する中間検査をした建築設備に関する同法第 18 条第 14 項の規定に基づく完了通知手数料 一の建築設備につき 18,000 円(小荷物専用昇降機については 11,000 円)

(70)～(72) 省略

(72)の 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 4 項の規定に基づく申出(同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)に係る計画の通知に対する審査手数料 特定建築物の建築等の計画を建築基準法第 18 条第 2 項の計画として、第 62 号及び第 62 号の 2 の額(第 62 号の 2 に掲げる額については、当該額に消費税及び地方消費税を加えた額)

以下省略